

2010（平成22）年6月10日

JFR カード株式会社 代理人
弁護士 平井 慶一 先生

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖
〒655-0022 神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内
電話 078-361-7201 FAX 078-361-7228
URL <http://hyogo-c-net.com>
〔本件に関するお問い合わせ先〕
神戸合同法律事務所
弁護士 辰巳 裕規
電話 078-371-0171・FAX078-371-0175

再 申 入 書

貴職からの平成22年4月21日付回答に対し、当法人は再度下記のとおり申し入れをいたします。

つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後2週間以内に文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対するご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容につきましてもすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

当面の措置として、平成22年5月15日時点でショッピングのリボルビング払いの利用残高のある会員のうち、少なくとも平成22年4月16日以降にショッピング代金につきリボルビング払いを利用したことがない会員に対しては、「申出なき限りリボルビング払いにつき改定後の手数料率を適用する」との取扱いを、即時中止するよう求めます。

第2. 申入れの理由

1. 貴職からの回答やその後の説明によると、本件手数料改定告知は、事業者に一方的な手数料率の変更権を認める会員規約27条2項に基づくものではなく、「本規約を変更する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知（変更の日から30日間、当社の営業所内・ホームページでの掲示等）いたします。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、会員がカードを使用した場合、又は退会の申出がなかった場合は、変更事項が承認されたものとします」と規約の変更について定める会員規約15条に基づくものであるとのことです。

2. しかしながら、承諾の意思表示を擬制する会員規約15条につきましても、合意がなければ拘束されないという契約自由・私的自治の原則に反し、消費者が自らの意思表示もないまま契約に拘束されるという不利益を与えるものであり、消費者契約法10条に抵触する不当条項に該当するものと考えられます。特に、本件では、手数料率という契約の核心を構成する重要な取り決めについての大幅な不利益変更であること、改定前の手数料率を契約条件として利用した残高についてまで遡及的に手数料率が改定されること、「カードの使用」もしくは「退会の申出をしないこと」という作為・不作為は、それ自体、手数料率引き上げへの承諾の意思を推認させる事実とはいえないこと、承諾の意思表示の擬制を排除するためには、消費者が自ら積極的に繰り上げ返済といった①ないし④の方法を申し出し実行しなければならないこと、平成22年4月16日以降にリボルビング払いを利用していない会員についても既存の利用残高については改定後の手数料率の適用があることの平易な説明が欠如していること、告知から実施までの期間が短期間であることなどに鑑みれば、リボルビング払いの利用継続による便利を望む顧客の存在を仮定するとしても、不当条項に該当することは明らかです。システム上の困難性が仮に存在するとしても、事業者側の支配領域における一方的な都合によるものにすぎず本件手数料改定告知を何ら正当化するものではございません。

3. そこで当法人としては、本件手数料改定告知全体について消費者団体訴訟制度による差し止め請求や保全処分等をも視野に入れて対応を検討しているところです。

もともと、改定後の手数料率を適用した支払請求が平成22年6月10日より開始されてしまうことに鑑み、当面の最低限の措置として、平成22年4月16日以降にリボルビング方式による支払を利用していない会員の利用残高についてだけでも従前の手数料率を引き続き適用することを強く求めます。貴社によりますと、かかる場合にもリボルビング方式による支払の利用の可能性のある限りはシステム上対応が困難であるとのことですが、かかる場合にまでシステム上の不都合を顧客に転嫁するのは明らかに本末転倒であるし、例えば貴社が提示する④リボルビング方式による利用を停止したものと扱い、個々のカード会員からの個別具体的な申出を受けて、既存残高を含めて改定後の手数料率を適用することについての明示の承諾を得るという方法等も存すると考えられるところです。

よって、当法人は貴社に対し、「申入れの趣旨」記載のと通りの再申入れをします。

以 上